

## 2 法定相続情報証明制度 ～相続手続きが簡単に！！～

### 法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

### 制度の利用で相続手続きが簡単に！！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができます。

そのため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を複数用意したり、繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

#### こんな手続きに 利用できる！

- ・ 預貯金の払戻し
- ・ 相続税の申告
- ・ 相続登記
- ・ 各種名義変更
- ・ 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求 など

何度も提出し直さなくていいから手間がかからない！！

#### 制度を利用しない場合

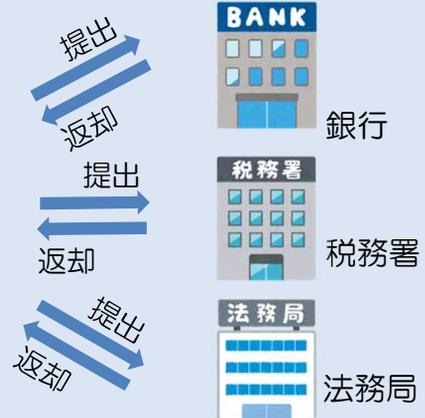


相続人



戸籍書類一式

各種相続手続きのイメージ



#### 制度を利用した場合



相続人



法定相続情報一覧図の写し



無料で利用できます！！

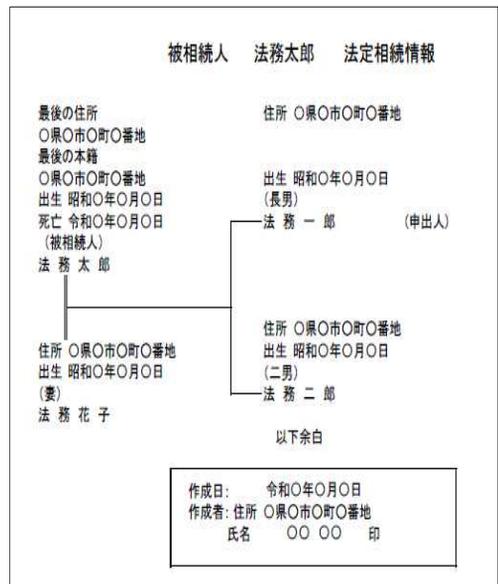


相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

|        | 必要書類                 | 取得先                |
|--------|----------------------|--------------------|
| 被相続人の  | 出生から亡くなるまでの戸除籍謄本     | 被相続人の本籍地の市区町村役場    |
|        | 住民票の除票               | 被相続人の最後の住所地の市区町村役場 |
| 相続人全員の | 現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）  | 各相続人の本籍地の市区町村役場    |
| 申出人の   | 氏名・住所を確認することができる公的書類 | —                  |
|        | 法定相続情報一覧図（右図）        | —                  |



法定相続情報一覧図（記載例）

※別途必要書類がある場合があります。

